

教育民生委員会

【議案第66号】令和6年度鯖江市一般会計補正予算（第5号）

735万3千円

国庫補助を活用して整備した地域密着型サービス施設の 財産処分に伴う国庫返還金について

説明 民間事業者が国庫補助を活用して整備した地域密着型サービス施設の財産処分に伴い、返還対象となった金額を国に返還するものである。この民間事業者は、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）として運営していたが、利用者数の減少から経営が困難となり、令和4年6月から運営を休止することとなった。その後、事業者と市の間での協議も行ったが、令和6年7月に運営を断念し、財産処分することとなった。なお、返還金については、事業所から既に市に全額納入済である。

問 令和4年から休止していたが、それまで施設を利用されていた方が、引き続き同様のサービスを受けられるような対応はできたのか。

答 この事業者は、グループホームや共用型認知症デイサービスの運営も行っているため、これらのサービスを利用していただくようにしたほか、別の施設を案内するなど、引き続き、利用者が同様のサービスを受けられるよう対応した。

意見 民間事業者として、独自で努力していくことも当然必要だとは思うが、今後、このような事が繰り返されないためにも、事業のスタート時点が非常に大事だと思う。これまでも充分に行っていると思うが、市としての今後の福祉施設の在り方に関する全体の計画や、施設の開設および運営に関する補助メニューなどについて、事業者が新しい施設を開設する際、より丁寧に様々な情報提供を行って欲しい。

【議案第79号】令和6年度鯖江市一般会計補正予算（第6号）

1億3,700万円

住民税非課税世帯等臨時特別給付金について

説明 物価高騰の影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付と、その世帯に18歳以下の子どもがいる場合に1人当たり2万円の加算給付をすることで緊急的支援を行うものである。また、市の独自施策として、令和6年度住民税課税世帯であるが、予期せず家計が急変し、令和6年1月以降の収入が減少、世帯全員の収入が住民税非課税相当となった家計急変世帯も対象とする。

問 この給付金はいつ頃から支給を開始するのか。また、どのような手続が必要になるのか。

答 1月中旬から確認書等を送付し、1月下旬頃から支給を開始したいと考えている。令和6年6月に低所得者世帯支援給付金を支給した世帯については、その時の口座情報を記載した通知書を送付し、口座情報を確認していただいた上で支給する、いわゆるプッシュ型の給付を行う。それ以外の世帯については、口座情報などを記載する確認書を送付し、必要事項を記入して返送いただいた後に給付金を支給する。

問 家計急変世帯については、自分の世帯が該当するかどうか、インターネットなどで簡単に確認できればいいが、直接、窓口相談に行かないと判断できない場合もあると思う。毎日とは言わないが、仕事が終わってから相談に来ることができる、夜間の時間外窓口を設けてはどうか。

答 仕事が終わってから相談に来ることができるよう、夜間の時間外窓口を設けられるよう対応したい。また、家計急変世帯となるかどうかの収入の目安などについては、市ホームページに掲載するほか、機会を捉えて周知していく。



豊公民館の大規模改修について

説明 昭和61年の建築から38年が経過し、建物全体の老朽化が進む豊公民館の大規模改修工事の実施について、今年8月に実施設計が完了し、令和7年度中の工事完成に向けて、6年度中に工事の入札・契約および工事着工を可能としたいため、今回、令和6年度から7年度までの期間で、工事設計額である3億7,880万円を限度額として債務負担行為を行うものである。

問 今後、各地区の公民館を順次、大規模改修していく予定だと思うが、その際に、公民館の体育館にエアコンを設置してはどうか。大規模改修に併せて設置するほうが、個別に設置をするよりも費用面では効率的ではないか。

答 公民館体育館へのエアコン設置については、1施設当たり数千万円程度の本体の設置費用に加えて、断熱対策や維持管理の費用もかかってくる。市全体の計画の中で、使用頻度の高い中学校体育館に優先的に設置し、その後に、小学校の特別教室に設置するといった方針で、段階的に進めていく予定であり、今の段階では公民館体育館への設置は計画に入っていないが、今後、優先順位を決める中での検討課題としたい。

請願・陳情の概要

請願・陳情とは？

地方公共団体等に対し、困っていることや意見・要望について、公的な機関へ改善などを要望するよう申し出ることです。議員の照会がないものを陳情、紹介があるものを請願と呼びます。



請願第1号

鯖江市民活動交流センターの現在地での存続を強く求める請願

不採択

【付託委員会：総務委員会】

審査の経過 この請願については、6月定例会で、「嚮陽会館に市民活動交流センターの機能を移行することで、そこを拠点に、どのようにしたら今まで以上に市民活動に参加する人が増え、活発に市民役が推進できるのかといった手法や活動場所の配置などについては、市と市民活動団体との間で、十分な意見交換や情報共有を図るべきである。」との意見が出され、継続審査となった。その後、9月定例会で、「機能移転に向けて、市民活動団体の様々な要望が、今後形になって見えてくるものがあると思われる、現段階としては望ましい方向に向けて進んでいる。もう少し時間をかけて、関係者が互いに歩み寄って話し合うべきである。」との意見が出され、再度、継続審査となっていた。

継続審査とする意見

NPO活動や市民活動も、携わる方々が同じフロアで互いに情報共有し、高め合っていくそんな新しいステージに入っていると考えますが、未だ採択、不採択のどちらかを判断する段階ではない。

採択すべきという意見

請願者の中には、嚮陽会館への機能移転について、未だ十分な理解を得られていないと考えるため、この請願の内容を尊重したい。



不採択とする意見

この請願が提出された後、嚮陽会館複合交流施設整備特別委員会が設置され、現在は、どのようにしたら利用者の使い勝手が良くなるのかを議論する段階に入ってきている。市と市民活動団体との話し合いは今後も必要であるが、多くの団体から理解を得ていると考える。この請願については、2回続けて継続審査となっているが、その間、自らも意見交換の場に参加した中で、市職員が心を砕いて市民活動団体と対話を続ける姿を見ている。その結果、請願提出者からも一定の理解を得ていると考える。

この請願に関する討論はP.5に掲載しています。

請願第2号

嚮陽会館の改修についての請願

不採択

【付託委員会：嚮陽会館複合交流施設整備特別委員会】

請願の内容 改装となった嚮陽会館は、市民の希望とは大きく乖離し、また、NPO団体にとって、極めて使いづらい施設になることは明らかである。鯖江地区区長会としては、着工時期にこだわることなく、NPO団体の在り方を再定義し、検討会メンバーへの説明、NPO団体とのすり合わせなどの作業を改めてやり直すことを強く求める。

継続審査とする意見

紹介議員から、請願者の思いとしては、この請願は、賛成でも反対でもない内容であると聞いている、との発言もあることから、鯖江市議会委員会条例第29条に基づき、請願者に参考人として出席を求め、本意を確かめるべく、今定例会での採決を避けるべきである。

採択すべきという意見

市民活動団体等に向けた説明を2年半にわたり、45回ほど実施しているとのことであるが、市民活動団体だけでなく、議員も含め、市民への説明がまだまだ不足していることにより、今回のような請願が提出されているのではないかと。



不採択とする意見

請願者や紹介議員の意思と、請願文書の内容自体に、大きな不一致が生じている。また、請願内容において、複数箇所において事実と相違する内容が見受けられることから、改めて、請願者の本意に沿った内容で提出していただきたい。

この請願に関する討論はP.5に掲載しています。

陳情第2号

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情

趣旨採択

【付託委員会：教育民生委員会】

請願の内容 教員の長時間労働は深刻であり、2023年4月に文部科学省が公表した教員勤務実態調査では、公立小中学校教諭の平日の勤務時間は11時間以上と、長時間労働が常態化している。こうした現状を反映して、教員志願者の減少や、早期退職者、病気休職者の増加が見られる一方で、産育休者や病休者の代替教員の確保が難しく、残された教員の負担が増大し、心身を病む教員が出るという悪循環が起こっている学校も少なくない。これらは、教員の勤務条件の問題であると同時に、子どもたちの教育保障に関わる問題であり、子どもの未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法では、公立学校の教員に時間外手当を支給せずに、教職調整額を支給することを定めているが、時間外手当を支給しないとすれば、時間外労働を計測する必要がなくなり、労働時間規制が曖昧になることは避けられないため、教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を抑制するための法律の見直しは急務といえる。以上から、全国どこでも同様な教育が受けられるよう教育の機会均等を保障するため、国において、業務量に見合った教職員配置とするための法改正、および、時間外勤務を抑制するため、公立の教員にも時間外手当を支給することを求める。



趣旨採択とする主な意見

請願の趣旨および教職員の定数を増やすための法改正については理解できるが、実際の時間外労働時間分の時間外手当 残業代 を支給する方がよいのか、それとも、これまで同様、教職調整額として、一律で支給する方法がよいのか、現場の学校の先生の中でも意見が分かれているようであり、どちらがよいのか判断が難しい。国でも議論しているところであるため、国の判断を見守りたい。